

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 茨田（古川）ポンプ場 天井走行クレーン補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、茨田（古川）ポンプ場に設置されている天井走行クレーン設備の補修工事を行うものです。

本設備は、ポンプ場におけるポンプ設備等、主要設備の点検整備に欠くことのできない重要な設備であるが、巻上装置に経年劣化による不具合が発生したため、補修工事を実施するものです。

本設備は、株式会社豊国昭和起重機製作所が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び補修に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは、株式会社豊国昭和起重機製作所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。